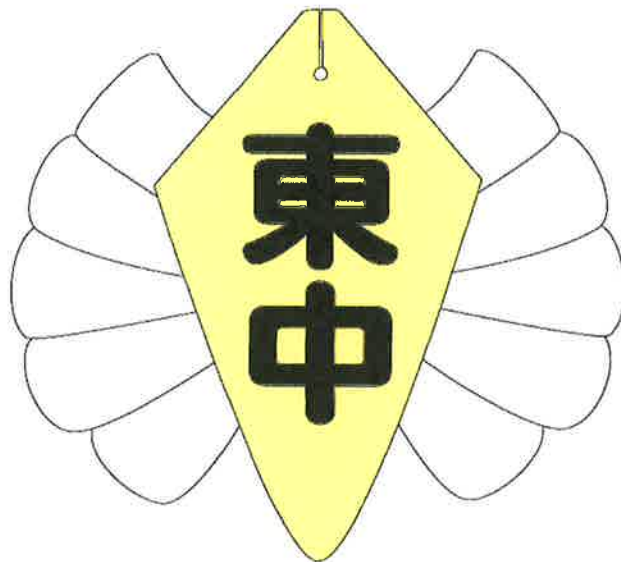


令和3年度

西原東中学校PTA総会



〒903-0103 西原町字小羽覇308番地の1

TEL (098) 946-2626

FAX (098) 945-2566



PTAの歌

昭和 26 年
PTA全国協議会選定
春日紅路 作詞
西条八十 補作
古関裕而 作曲

明るくはげんで



はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんてくる
あかるいまーどーよ ほほえむ かおよ
さくらのーはなさくはるのうたー
みんなで いっしょに うたおーよ

PTAの歌

- 一、春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんで来る
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ
- 二、みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子供といっしょに 進もうよ
- 三、あふれる力に 健康に
子供が呼んでいる おどつてる
みのりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子供といっしょに おどろうよ
- 四、世界を結んだ大空に
ひびいて子供の 胸が鳴る
あしたの鐘よ 夕べの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいっしょに つくろうよ

令和3年度 P T A総会議事次第

1. 議事

議案第1号 令和2年度事業報告

議案第2号 令和2年度決算報告

議案第3号 令和2年度文化・スポーツ振興費決算報告

監査報告

議案第4号 令和3年度役員改選（案）

議案第5号 令和3年度事業計画（案）

議案第6号 令和3年度予算（案）

月 日	事業名	事業内容
4月 6日	西原町PTA連合会	単位P会長・事務局会（新型コロナウイルス感染防止の為、中止） ○次年度童話・お話・意見発表大会に向けて ○その他
10日	三役会	○令和2年度PTA総会について ○入学式のPTA入会式について ○役員の募集方法について ○外部コーチの安全保険の掛け金について ○その他
16日	監査	平成31年度 PTA会計監査
17日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導①（新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
5月 15日	西原町PTA連合会	令和2年度 定期総会（新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決） ○感謝状 伊波 寛仁（前校長）、二宮 陸生（前教頭） ○被表彰者 新垣 出（前環境整備委員長）、 島袋 修（前環境整備副委員長）
15日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導②（新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
21日	学校行事「入学式」	入学式
22日	西原町青少年健全育成協議会	令和2年度定期総会（新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決）
29日	総会	令和2年度PTA総会（新型コロナウイルス感染防止の為、書面議決）
29日	中頭地区PTA連合会	令和2年度中頭地区PTA連合会定期総会（書面議決）
29日	総務委員会	新職員歓迎会（新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
6月 3日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ① 全学年
4日	三役会	○令和2年度PTA総会委任状の回収状況の確認 ○役員募集の アンケート回収状況の確認 ○今年度の予算について ○理事会の 開催について ○その他
10日	西原町PTA連合会	三役会・理事会（会長・赤嶺副会長参加） ○第41回童話・お話・意見発表大会の件 ○令和2年度町P連事業 計画予算案について ○その他
12日	西原町交通安全推進協議会	令和2年度 西原町交通安全推進協議会総会（書面議決）
19日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導③ （新型コロナウイルス感染防止の為、今年度学校関係者の参加無し）
26日	役員会	役員会 ○顔合わせ ○令和2年度徴収金の減額について ○令和2年度PTA行事の確認について ○その他
28日	環境整備委員会	3学年かなまる親子美化作業
7月 1日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ② 全学年
8日	西原町PTA連合会	令和2年度第1回中頭地区家庭教育委員会（赤嶺副委員長参加） ○令和2年度の活動計画について
8日	かなまるコミュニティー会議	第1回かなまるコミュニティー会議 ○自己紹介 ○今年度の事業計画について ○学校、地域、関係 機関での児童・生徒の活動状況、活躍状況の報告 ○学校、地域、 関係機関の情報交換 ○事件、事故の未然防止に向けた取組

月 日	事業名	事業内容
10日	西原町PTA連合会	事務局会①（PTA事務参加） ○西原町童話・お話・意見発表大会について○ニコッと笑顔であいさつ 声かけ運動について○令和2年度町P連事業計画について○その他
17日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導④（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
31日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑤（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
8月 7日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑥（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
14日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑦（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
21日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑧（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
28日～29日	日本PTA研究大会	第68回 日本PTA全国研究大会 富山大会 （新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
9月 10日	かなまるコミュニティー会議	第2回かなまるコミュニティー会議 （新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
18日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑨（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
10月 6日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	第1回学推協家庭・地域教育部会 役員会（会長参加） ○事業予算について ○映画上映会実施について ○その他
7日	西原町PTA連合会	第41回 西原町小中学校童話・お話・意見発表大会 （新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
10日～11日	九州PTA研究大会	第65回日本PTA九州ブロック研究大会 くもと大会 （新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
16日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑩（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
16日	西原町PTA連合会	三役会・理事会（会長・米山、赤嶺副会長・下地総務委員長参加） ○令和2年度 町P連事業計画について ○その他
28日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ③
30日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	第2回西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会 役員会（会長参加） ○今年度の活動について ○西原町教育の日について ○その他
11月10日	中頭地区PTA連合会	第31回中頭地区小中学校童話・お話・意見発表大会 （新型コロナウイルス感染防止の為、中止）
12日	かなまるコミュニティー会議	第3回かなまるコミュニティー会議
19日	学校保健委員会	○質疑・応答及び意見交換 ○指導助言
20日	西原町PTA連合会	西原町PTA連合会、西原町教育委員会 意見交換会
20日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑪（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）
30日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	第2回学推協家庭・地域教育部会役員会（会長参加） ○当日の役割分担について ○来年度事業について ○その他
12月 6日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	「ママをやめてもいいですか!？」映画上映会
9日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ④
14日	西原町PTA連合会	事務局会②○令和3年度西原町童話・お話・意見発表大会について ○西原町P連「ニコッと笑顔であいさつ・声掛け運動」事業 ○その他
18日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑫（コロナウィルス感染防止の為、参加なし）

月 日	事業名	事業内容
12月21日	3学年委員会	役員会 ○3学年PTA役員の顔合わせ ○学年行事について ○卒業式について ○その他
21日～25日	西原町交通安全推進協議会	「令和2年 年末年始の交通安全県民運動」立哨実施
23日	文化教養委員会	第1回家庭教育学級「インターネット・スマホの正しく便利な使い方」 講師:モバイルプリンス(島袋 コウ)氏【沖縄県警サイバー犯罪PR大使】
27日	沖縄県PTA連合会	第71回沖縄県小中学校童話・お話・意見発表大会 (新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
1月 6日	1学年委員会	役員会 ○自己紹介 ○1学年PTA行事について ○その他
13日	2学年委員会	役員会 ○PTA親子美化作業について ○2学年PTA行事について
14日	三役会	○令和3年度PTA総会について ○令和3年度PTA役員選出・募集方法 について ○あいさつ運動について ○その他
15日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑬(コロナウイルス感染防止の為、参加なし)
17日	沖縄県PTA連合会	第62回沖縄県PTA研究大会島尻大会 (新型コロナウイルス感染防止の為、東中からの参加は無し)
18日	1学年委員会	役員会 ○1学年行事について ○その他
19日	3学年委員会	役員会 ○3学年PTA行事について ○卒業式に向けて ○その他
29日	1学年委員会	学年行事「社会貢献学習～地域クリーンアップ作戦～」
2月 6日	☆いちばん星みつけた☆	読み聞かせ⑤(日曜授業参観中止の為、中止)
6日	西原町教育委員会	第15回「西原町教育の日」(新型コロナウイルス感染防止の為、中止)
17日	西原町PTA連合会	西原中学校立哨(必勝)活動協力依頼(下地総務委員長参加)
18日	西原町PTA連合会	西原中学校立哨(必勝)活動協力依頼(前田会長参加)
19日	2学年委員会	役員会 ○修学旅行及び修学旅行説明会について ○2学年PTA親子美化作業及び2学年PTA行事について
19日	校外生活指導委員会	夜間巡回指導⑭(コロナウイルス感染防止の為、参加なし)
21日	環境整備委員会	1学年PTA親子美化作業
22日	西原町PTA連合会	事務局会③ ○第3回中頭P連事務局長会での内容について ○令和3年度町P定期総会について○次年度事業に向けて○その他
24日	3学年委員会・部活動保護者会	第3回3学年PTA役員会、部活動保護者会 「第33回卒業式」の協力依頼について
26日	校外生活指導委員会	令和2年度「ニコッと笑顔であいさつ・声掛け運動」事業(13名参加)
27日	2学年委員会	2学年PTA校内美化作業(コロナ感染防止の為、保護者参加なし)
	2学年委員会	学年行事「学年レク○×クイズ・バレーボール」
3月 3日	西原町PTA連合会	三役会・理事会 ○県P会費改定について ○学生団体FORCE「ミニ 西原」について ○その他(会長・米山、赤嶺副会長・教頭参加)
4日	西原町地域ぐるみ学力向上推進協議会	第3回役員会 ○令和2年度事業の取組報告 ○令和3年度事業 計画案 ○令和2年度予算執行状況と令和3年度予算案
4日	校外生活指導委員・少年補導員 おやじ・おふくろの会	合同役員会 ○卒業式当日の巡回活動について

5

月	総務委員会	校外生活指導委員会	保健体育委員会	広報委員会	環境整備委員会	文化教養委員会
4	4/10 三役会 4/16 PTA監査	4/17 少年を守る日 (青少協) (コロナの為、今年度参加なし)				
5	5/29 総会 (書面議決) 5/29 新職員歓迎会 (コロナの為、中止)	5/15 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 5/29 総会 (書面議決)	5/29 総会 (書面議決)	5/29 総会 (書面議決)	5/29 総会 (書面議決)	5/29 総会 (書面議決)
6	6/4 三役会 6/26 役員会	6/19 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 6/26 役員会	6/26 役員会	6/26 役員会	6/26 役員会 6/28 3 学年親子美化作業	6/26 役員会
7		7/17 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 7/31 夏休み夜間巡回指導 参加なし				
8		8/7・14・21 夏休み夜間巡回指導 (参加なし)				
9		9/18 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし				
10		10/16 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし				
11		11/20 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし				
12		12/18 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 12/21～25 交通安全県民運動				12/23 第1回 家庭教育学校級開催
1	1/14 三役会	1/15 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし				
2	2/26 あいさつ運動	2/19 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし 2/26 あいさつ運動	2/26 あいさつ運動	2/26 あいさつ運動	2/21 1 学年PTA親子美化作業 2/26 あいさつ運動 2/27 2 学年PTA親子美化作業	2/26 あいさつ運動
3	3/9 三役会	3/4 合同役員会 校外生活指導会・おやじの会 おふくろの会・少年補導員 3/6 卒業式 巡回指導 3/19 少年を守る日巡回 (青少協) 参加なし				

月	学年・学級委員会	おやじの会・おふくろの会	読み聞かせ いちばん星みつけた	町P・中P・県P・その他	西原東中学校
4		4/17 少年を守る日巡回 (青少協)		4/6 町P連単位PTA会長・事務局長 (コロナ感染防止の為、中止)	4/21・22 教科書配布
5		5/15 少年を守る日巡回 (青少協)		5/15 町P定期総会	5/14 ◎生徒指導連絡協議会 (中止) 5/21 1学期始業式・入学式
6		6/19 少年を守る日巡回 (青少協)	6/3 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ	5/29 中P定期総会 (書面議決) 6/10 町P連 三役会・理事会	
7		7/17 少年を守る日巡回 (青少協) 7/31 夏休み夜間巡回指導 (青少協)	7/1 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ	7/10 事務局会	7/2 ファイナルワーク (2年) 7/8 ◎生徒指導連絡協議会 7/27～30 三者面談 7/30 1学期前半終了 夏季休業 (～8/10)
8		8/7・14・21 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協)		8/28～29 日P富山大会 (コロナ感染防止の為、中止)	◎夏休み夜間巡回指導 8/11 1学期 後半開始
9		9/18 少年を守る日巡回 (青少協)			9/10 ◎生徒指導連絡協議会 (中止)
10		10/16 少年を守る日巡回 (青少協)	10/28 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ	10/7 町意見発表大会 (コロナ感染防止の為、中止) 10/10～11 九Pくまもと大会 (コロナ感染防止の為、中止) 10/16 町P連 三役会・理事会 11/20 町P連、町教委 意見交換会	10/9 1学期終業式 10/15 2学期始業式 10/24 地区駅伝 10/27 合唱コンクール (1年) 10/29 合唱コンクール (2年) 10/30 合唱コンクール (3年)
11		11/20 少年を守る日巡回 (青少協)			11/11～13 授業参観 11/12 ◎生徒指導連絡協議会 11/27 校外学習 (3年)
12	12/21 3 学年委員会	12/18 少年を守る日巡回 (青少協)	12/9 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ	12/6 学力向上支援事業 12/14 事務局会 1/17 県P島尻大会	12/4 生徒会交流球技大会 12/15～18 三者面談 12/25 2学期前半終了 冬季休業 (～1/4)
1	1/6 1 学年役員会 1/13 2 学年役員会 1/18 1 学年役員会 1/19 3 学年役員会 1/29 1 学年行事 2/19 2 学年役員会	1/15 少年を守る日巡回 (青少協)			1/5 2学期後半開始 1/14 ◎生徒指導連絡協議会 1/22～25 三者面談 (3年)
2	2/24 3 学年・部活動保護者長会 2/27 2 学年行事	2/19 少年を守る日巡回 (青少協)	2/6 (土) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ (授業参観 中止)	2/22 事務局会 2/26 あいさつ運動 3/3 町P連 三役会・理事会	1/29 校外学習 (1年) 2/6 西原町教育の日 (授業参観) (コロナ感染防止の為、中止)
3		3/4 合同役員会 3/6 卒業式 巡回指導 3/19 少年を守る日巡回 (青少協)			3/6 第32回卒業式 ◎卒業式巡回指導 3/23 修了式・離任式

(自)令和2年4月1日(至)令和3年3月31日

1. 収入総額 2,830,496 円
 2. 支出総額 2,118,773 円
 3. 差引残高 711,723 円

西原東中学校PTA

1. 収入の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	差引額	説	明
款	項							
1.	PTA会費	2,344,800	0	2,344,800	2,016,100	△328,700		
	1. PTA会費	2,344,800	0	2,344,800	2,016,100	△328,700		
2.	雑収入	100	0	100	2,008	1,908		
	1. 雑収入	100	0	100	2,008	1,908		
3.	前期繰越金	812,388	0	812,388	812,388	0		
	1. 前期繰越金	812,388	0	812,388	812,388	0		
	合 計	3,157,288	0	3,157,288	2,830,496	△326,792		

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

款 項	勘定科目		当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引額	説 明
	目	目						
1. 運営費			1,410,000	3,067	1,413,067	1,296,143	116,924	
	1. 会議費		60,000	0	60,000	6,260	53,740	
	1. 会議費		60,000	0	60,000	6,260	53,740	総会、理事会、役員会
	2. 需用費		40,000	0	40,000	38,288	1,712	
	1. 消耗品費		40,000	0	40,000	38,288	1,712	事務用品
	3. 通信費		5,000	0	5,000	2,230	2,770	切手代
	4. 渉外費		20,000	0	20,000	12,158	7,842	慶弔費・表彰者への記念品代
	5. 使用料及び賃借料		20,000	0	20,000	19,140	860	ウィルバースカ-使用料・会計ソフト保守契約料
	6. 備品費		50,000	0	50,000	0	50,000	
	7. 事務費		1,140,000	2,137	1,142,137	1,142,137	0	
	1. 事務局手当		1,120,000	0	1,120,000	1,120,000	0	事務局手当
	2. 事務局退職手当		10,000	0	10,000	10,000	0	
	3. 共済費		10,000	2,137	12,137	12,137	0	労働保険料
	8. 福利厚生費		75,000	930	75,930	75,930	0	PTA活動安全互助会
2. 事業費			910,000	20,288	930,288	473,876	456,412	
	1. 活動費		740,000	15,438	755,438	407,026	348,412	
	1. 総務委員会費		15,000	0	15,000	5,067	9,933	会議
	2. 保健体育委員会費		20,000	0	20,000	0	20,000	
	3. 校外生活指導委員会費		15,000	0	15,000	1,277	13,723	あいさつ運動
	4. 広報委員会費		10,000	0	10,000	9,191	809	カメラ充電器
	5. 環境整備委員会費		40,000	0	40,000	36,086	3,914	校内美化作業
	6. 文化教養委員会費		20,000	0	20,000	17,967	2,033	家庭教育学級
	7. 学年委員会費		160,000	14,477	174,477	174,477	0	学年行事、講演会等
	8. 学級委員会費		160,000	961	160,961	160,961	0	学級活動費
	9. 研修費		300,000	0	300,000	2,000	298,000	
	2. 行事参加支援費		20,000	4,850	24,850	24,850	0	学校行事等の謝礼金・お弁当代
	3. 歓送迎会費		150,000	0	150,000	42,000	108,000	
3. おやじの会補助金			30,000	0	30,000	30,000	0	
	1. おやじの会補助金		30,000	0	30,000	30,000	0	おやじの会 活動費
4. おふくろの会補助金			30,000	0	30,000	30,000	0	

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引額	説	明
款	項							
	1. おふくろの会補助金	30,000	0	30,000	30,000	0	おふくろの会	活動費
5.	読み聞かせ補助金	15,000	0	15,000	15,000	0		
	1. 読み聞かせ補助金	15,000	0	15,000	15,000	0	読み聞かせ	活動費
6.	学校協力金	210,000	0	210,000	109,954	100,046		
	1. 学校協力金	110,000	0	110,000	109,954	46	学校協力金	
	2. 備品修繕費	100,000	0	100,000	0	100,000		
7.	分担金	178,560	0	178,560	163,800	14,760		
	1. 分担金	178,560	0	178,560	163,800	14,760	町P連会費・中P連会費・県P連会費	
8.	予備費	373,728	△23,355	350,373	0	350,373		
	1. 予備費	373,728	△23,355	350,373	0	350,373	共済、学年委員会、行事参加支援費へ流用	
	合 計	3,157,288	0	3,157,288	2,118,773	1,038,515		

令和2年度 文化・スポーツ振興費決算書

(自)令和2年4月1日(至)令和3年3月31日

- 1. 収入総額 1,635,637 円
- 2. 支出総額 518,503 円
- 3. 差引残高 1,117,134 円

西原東中学校PTA

1. 収入の部

勘定科目		当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	差引額	説	明
款	目							
1.	歳入の部	2,910,831	0	2,910,831	1,635,637	△1,275,194		
	1. 前年度繰越金	271,631	0	271,631	271,631	0		
	2. 会費	2,639,100	0	2,639,100	1,364,000	△1,275,100		
	3. 資金造成	0	0	0	0	0		
	4. 派遣費戻し	0	0	0	0	0		
	5. 県費旅費戻し	0	0	0	0	0		
	6. 補助金	0	0	0	0	0		
	7. 寄付	0	0	0	0	0		
	8. 雑収入	100	0	100	6	△94		
	合 計	2,910,831	0	2,910,831	1,635,637	△1,275,194		

(単位: 円) △減

西原東中学校PTA

2. 支出の部

(単位: 円) △減

勘定科目		当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引額	説 明
款	項						
1.	歳出の部	2,910,831	0	2,910,831	518,503	2,392,328	
	1. 県外派遣費	1,800,000	0	1,800,000	130,972	1,669,028	
	2. 県内派遣費	150,000	0	150,000	87,667	62,333	
	1. 文化活動費	50,000	0	50,000	10,850	39,150	各種コンクールの出品料の補助
	2. 地区陸上・駅伝	100,000	0	100,000	76,817	23,183	地区陸上・駅伝大会の補助金として
	3. 需用費	360,000	0	360,000	89,504	270,496	
	1. 燃料費	250,000	0	250,000	89,504	160,496	学校車の燃料費
	2. 修繕料	60,000	0	60,000	0	60,000	
	3. 消耗品費	50,000	0	50,000	0	50,000	
	4. 役務費	177,100	0	177,100	108,360	68,740	
	1. 手数料(車検等)	0	0	0	0	0	
	2. 自動車損害保険料	150,000	0	150,000	83,000	67,000	
	3. スポーツ安全保険	27,100	0	27,100	25,360	1,740	外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛金
	5. 公課費	110,000	0	110,000	102,000	8,000	
	1. 自動車税	110,000	0	110,000	102,000	8,000	
	6. 予備費	313,731	0	313,731	0	313,731	
	1. 予備費	313,731	0	313,731	0	313,731	
	合 計	2,910,831	0	2,910,831	518,503	2,392,328	

監 査 報 告 書

令和2年度西原東中学校PTA収支決算、文化・スポーツ振興費を会長及び書記会計の立ち合いの上で監査しましたので、下記のとおり報告します。

記

1・監査実施日 令和3年4月14日

2・監査実施場所 西原東中学校 会議室

3・監査事項

(1) 監査期間令和2年4月1日～令和3年3月31日

(2) 会計関係書類

4・監査結果

・歳入及び歳出は適正に記録され、現金出納簿、補助簿、預金通帳及び証憑書類は正確であり、かつ帳簿残高と通帳残高は一致し、決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和3年4月14日

監査委員 喜屋武 公子 

監査委員 比嘉 良磨 

監査委員 伊波 紀 

西原東中学校PTA

会 長 前田 朋哉 殿

令和3年度PTA役員（案）

会	長		しもじ あつし 下 地 敦
副	会 長		よねやま しゅん 米 山 俊
副	会 長		あかみね ひろこ 赤 嶺 弘 子
副	会 長		よねしろ きよみ 米城 きよみ (教頭)
書 記	会 計		きんじょう えりか 金城 えりか
顧	問		おやどまり まさゆき 親 泊 正 幸 (校長)
総 務 委 員 長			かねし としみつ 兼 次 俊 充
保健体育委員長			さきはま りさこ 崎 浜 里 沙子
環境整備委員長			くう じょうじ 顧 城 史
文化教養委員長			そけい せいこ 祖 慶 聖 子
広 報 委 員 長			みやひら まさふみ 宮 平 正 史
校外生活指導委員長			なかやま ただし 中 山 忠
監 査 委 員			ひが りょうま 比 嘉 良 磨
監 査 委 員			まえそこ まりこ 前底 万里子
監 査 委 員			おおしろ すえの 大城 すえの (T)

.....

協力団体

お や じ の 会 代 表		ごや のりやす 呉 屋 則 安 (地域)
お ふ く ろ の 会 代 表		たまなは たかこ 玉 那 覇 隆 子 (地域)
読 み 聞 か せ サ ー ク ル 代 表		みやぎ みさこ 宮 城 美 佐 子 (P)

令和3年度事業計画（案）

私たちは、PTA活動の原点をみつめ直し、学級、学年PTAの活性化と、父母と教師が連携を密にし、学校教育に側面的に協力します。

生徒の健全育成と会員相互の親睦と研修を深めて、PTA活動の健全化を図り、実践活動します。

テ ー マ

「楽しく 明るく 参加してみたい PTA活動」

方 針

1. 学級、学年PTAの活性化を図ります。
2. PとT地域の連携を密にします。
3. 各専門部の事業を共有化します。
4. 参加しやすい環境作りに努めます。
5. 相互の親睦を深め、研修を推進します。

各専門部の活動内容

1. 総務委員会……………企画、運営、連絡調整、渉外、役員研修に当たる。
2. 保健体育委員会……………保健衛生、会員の健康増進と交流をはかる。
3. 校外生活指導委員会……………校外指導、安全教育、教育環境の浄化を行う。
4. 広報委員会……………会の広報活動を行う。
5. 環境整備委員会……………学校環境の整備、美化に努める。
6. 文化教養委員会……………研修会、講演会、家庭教育学級、成人教育等を行う。

月	総務委員会	保健体育委員会	校外生活指導委員会	広報委員会	環境整備委員会	文化教養委員会	おやじの会 おふくろの会	読み聞かせ いちばん星みつけた	町P・中P・県P・その他	西原東中学校
4	会計監査 役員会 総会		4月16日 少年を守る日巡回 (青少協) 毎月第3金曜日				4月16日 少年を守る日巡回 (青少協) 毎月第3金曜日		町P連 会計監査 町P連 三役会・理事会	1学期始業式 (4/7) 入学式 (4/8) 三者面談 (4/20～23) 新入生歓迎球技大会 (4/30)
5			5月21日 少年を守る日巡回 (青少協)				5月21日 少年を守る日巡回 (青少協)	5/16 (日) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ①	町P連 定期総会 中頭地区P連定期総会 県P定期総会 事務局会議	かなまるコミュニケーション会議 2学年チャレンジウィーク (5/13～14) 日曜授業参観
6	三役会 理事会		6月18日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 6/27 (日) 3学年PTA親子作業	役員会 年間計画	6月18日 少年を守る日巡回 (青少協)	6/16 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ②	町P連 三役会・理事会	地区中体連総体 (6/5、6、12、13)
7	三役会	家庭教育学級 (文化教養委員会 と合同企画)	7月16日 少年を守る日巡回 (青少協) 夏休み夜間巡回指導 毎週金曜日			家庭教育学級	7月16日 少年を守る日巡回 (青少協) 夏休み夜間巡回指導 毎週金曜日	7/14 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ③	スポーツ交流会 役員研修会 事務局会議	かなまるコミュニケーション会議 1学期前半終了 (7/20) 夏休み (7/21～8/24) 県中体連地区総体 (7/22～26) 三者面談 (7/27～30)
8			毎週金曜日 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協)				毎週金曜日 夏休み夜間巡回指導 少年を守る日巡回 (青少協)	8/21 (土) 日P・丸P 北九州大会	1学期後半開始 (8/25)	
9	三役会 理事会		9月17日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 9/12 (日) 2学年PTA親子作業		9月17日 少年を守る日巡回 (青少協)		事務局会議	地区陸上 (9/11・18) かなまるコミュニケーション会議 体育祭 (9/25)
10	9/25 体育祭 三役会 運営委員会	9/25 体育祭	9/25 体育祭 10月15日 少年を守る日巡回 (青少協)	9/25 体育祭	9/25 体育祭		9/25 体育祭 10月15日 少年を守る日巡回 (青少協)	10/6 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ④	10/1 町意見発表大会 町意見発表大会 事務局会議	町意見発表大会 (10/1) 1学期終業式 (10/8) 秋休み (10/9～13) 2学期始業式 (10/14) 地区駅伝大会 (9/23) 校内合唱コンクール (10/29) 授業参観 (11/10) かなまるコミュニケーション会議
11	三役会 運営委員会		11月19日 少年を守る日巡回 (青少協)				11月19日 少年を守る日巡回 (青少協)		中頭地区意見発表大会 事務局会議	
12	三役会 運営委員会		12月17日 少年を守る日巡回 (青少協)				12月17日 少年を守る日巡回 (青少協)	12/8 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑤	事務局会議 県電話・お話し・意見発表大会	三者面談 (12/14～17) 2学期前半終了 (12/24) 冬休み (12/25～1/4)
1	三役会 運営委員会		1月21日 少年を守る日巡回 (青少協)				1月21日 少年を守る日巡回 (青少協)	1/26 (水) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑥	西原町成人式巡回指導 ニコソと笑顔であいさつ・ 声掛け運動事業 1/23 (日)	かなまるコミュニケーション会議 2学年修学旅行 (1/19～21) 1学年チャレンジウィーク (1/18～21)
2	三役会 運営委員会		2月18日 少年を守る日巡回 (青少協)		・美化作業打ち合わせ 2/20 (日) 1学年PTA親子作業		2月18日 少年を守る日巡回 (青少協)	2/5 (土) 午前8時15分～ 朝の読み聞かせ⑦	県P那覇地区大会	3年三者面談 (1/28～31) 新入生オリエンテーション (2/4)
3	三役会 運営委員会		3月12日 卒業式当日巡回 3月18日 少年を守る日巡回				3月12日 卒業式当日巡回 3月18日 少年を守る日巡回		事務局会議 町P連 三役会・理事会	「西原町教育の日」 (2/5) 授業参観 (2/5) 卒業式 (3/12) ◎卒業式巡回指導 (3/12) 修了式・離任式 (3/23)

議案第6号

令和3年度PTA会費予算(案)

(自)令和3年4月1日(至)令和4年3月31日

1. 収入総額 3,075,823 円
 2. 支出総額 3,075,823 円
 3. 差引残高 0 円

西原東中学校PTA
 (単位: 円) △減

1. 収入の部

款 項	勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
	目	目				
1. PTA会費			2,364,000	2,344,800	19,200	
1. PTA会費			2,364,000	2,344,800	19,200	P会員465名×95%+T36名=477名 400円×12ヶ月×477名=2,289,600円 2,289,600+75,150円=2,364,000円
2. 雑収入			100	100	0	
1. 雑収入			100	100	0	
3. 前期繰越金			711,723	812,388	△100,665	
1. 前期繰越金			711,723	812,388	△100,665	
合 計			3,075,823	3,157,288	△81,465	

令和3年度PTA会費予算(案)

西原東中学校PTA
(単位: 円) △減

2. 支出の部

款 項	勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
	目	目				
1. 運営費			1,411,000	1,410,000	1,000	
1. 会議費			60,000	60,000	0	
1. 会議費			60,000	60,000	0	総会、理事会、役員会、運営委員会
2. 需用費			40,000	40,000	0	
1. 消耗品費			40,000	40,000	0	事務用品費等
3. 通信費			5,000	5,000	0	ハガキ、切手
4. 渉外費			20,000	20,000	0	慶弔費等、記念品代
5. 使用料及び賃借料			20,000	20,000	0	ウイルスバスター使用料、会計ソフト保守契約料
6. 備品費			50,000	50,000	0	
7. 事務費			1,140,000	1,140,000	0	
1. 事務局手当			1,120,000	1,120,000	0	80,000円×14ヶ月
2. 事務局退職手当			10,000	10,000	0	事務局退職金
3. 共済費			10,000	10,000	0	PTA事務労働保険料
8. 福利厚生費			76,000	75,000	1,000	PTA活動安全互助会150円(振込手数料込み)
2. 事業費			944,000	910,000	34,000	
1. 活動費			774,000	740,000	34,000	
1. 総務委員会費			15,000	15,000	0	総務が主催する会議等
2. 保健体育委員会費			20,000	20,000	0	PTA会員レク
3. 校外生活指導委員会費			15,000	15,000	0	少年の日・夏休み夜間巡回、卒業式巡回
4. 広報委員会費			10,000	10,000	0	PTA行事、学校行事等の写真代費用
5. 環境整備委員会費			40,000	40,000	0	校内美化作業
6. 文化教養委員会費			40,000	20,000	20,000	家庭教育学級(講師謝礼金等)
7. 学年委員会費			160,000	160,000	0	3学年×40,000円、卒業生花束・3学年職員コーサージュ
8. 学級委員会費			174,000	160,000	14,000	学級レク費
9. 研修費			300,000	300,000	0	単P研修費、日P・九P・県P・町P研修費等
2. 行事参加支援費			20,000	20,000	0	学校行事等の謝礼金、お弁当代
3. 歓送迎会費			150,000	150,000	0	新職員歓迎会、離任者記念品代
3. おやじの会補助金			30,000	30,000	0	
1. おやじの会補助金			30,000	30,000	0	おやじ会員の活動費
4. おふくろの会補助金			30,000	30,000	0	

(2)

西原東中学校PTA
(単位: 円) △減

2. 支出の部

款	項	勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
		目					
	1.	おふくろの会補助金		30,000	30,000	0	おふくろの会員活動費
5.		読み聞かせ補助金		15,000	15,000	0	
	1.	読み聞かせ補助金		15,000	15,000	0	会員の活動費
6.		学校協力金		210,000	210,000	0	
	1.	学校協力金		110,000	110,000	0	
	2.	備品修繕費		100,000	100,000	0	
7.		分担金		200,800	178,560	22,240	
	1.	分担金		200,800	178,560	22,240	町P×200円・県P×175円・中P×30円 (496名)
8.		予備費		235,023	373,728	△138,705	
	1.	予備費		235,023	373,728	△138,705	
		合 計		3,075,823	3,157,288	△81,465	

令和3年度 文化・スポーツ振興費予算(案)

(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日

1. 収入総額 3,767,734 円
2. 支出総額 3,767,734 円
3. 差引残高 0 円

西原東中学校PTA
(単位: 円) △減

1. 収入の部

勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
款 項	目				
1. 歳入の部					
1. 前年度繰越金		3,767,734	2,910,831	856,903	
2. 会費		1,117,134	271,631	845,503	
3. 資金造成		2,650,500	2,639,100	11,400	(500円×12ヶ月×P会員465名)×95%
4. 派遣費戻し		0	0	0	
5. 県費旅費戻し		0	0	0	
6. 補助金		0	0	0	
7. 寄付		0	0	0	
8. 雑収入		100	100	0	預金利息
合 計		3,767,734	2,910,831	856,903	

2. 支出の部

款 項	勘定科目		本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
	目					
1. 歳出の部						
1. 県外派遣費			3,767,734	2,910,831	856,903	
2. 県内派遣費			1,800,000	1,800,000	0	令和2年度と同額
			150,000	150,000	0	
1. 文化活動費			50,000	50,000	0	各種文化的コンクールの出品料等の補助
2. 地区陸上・駅伝			100,000	100,000	0	地区陸上・駅伝大会の補助金として
3. 需用費			360,000	360,000	0	
1. 燃料費			250,000	250,000	0	学校車の燃料費として
2. 修繕料			60,000	60,000	0	学校車両の修繕代金として
3. 消耗品費			50,000	50,000	0	
4. 役務費			380,000	177,100	202,900	
1. 手数料(車検等)			200,000	0	200,000	令和3年度は、2台とも車検の為
2. 自動車損害保険料			150,000	150,000	0	
3. スポーツ安全保険			30,000	27,100	2,900	外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛け金
5. 公課費			110,000	110,000	0	
1. 自動車税			110,000	110,000	0	
6. 予備費			967,734	313,731	654,003	県外派遣費の増が発生した時の補填財源等
1. 予備費			967,734	313,731	654,003	
合 計			3,767,734	2,910,831	856,903	

表彰及び記念品贈呈者

- 1・前田 朋哉 (P) 会長
- 2・米 山 俊 (P) 副会長
- 3・赤 嶺 弘子 (P) 副会長
- 4・前田 光智 (P) 学年委員長
- 5・喜屋武 公子 (P) 監査委員
- 6・下 地 敦 (P) 総務委員長
- 7・祖 慶 聖子 (P) 文化教養委員長
- 8・宮 平 正史 (P) 広報委員長
- 9・玉那覇 直美 (P) 文化教養副委員長
- 10・糸数 利恵子 (P) 広報副委員長
- 11・伊 波 優志 (T) 総務副委員長
- 12・阿波根 美佐江 (T) 広報委員
- 13・普久原 卓林 (T) 保健体育副委員長
- 14・伊 波 紀 (T) 総務委員

※西原町立西原東中学校PTA表彰規程により表彰します。

西原町立西原東中学校 P T A 表彰規程

(目的)

第 1 条 本規程は、P T A の振興、発展に貢献し、P T A 活動に功績顕著な個人を表彰し、もって教育の向上に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 被表彰者は個人で、通算して 2 年以上の P T A の役職を務め、P T A の振興、発展に貢献した人、その他表彰に値すると認められる業績又は行為のあった会員。
但し、役職とは、会長、副会長、専門委員長、理事をいう。

(表彰方法)

第 3 条 表彰の方法は、表彰状又は感謝状とし、記念品を贈呈することができる。

(表彰時期)

第 4 条 表彰は、本会においては、P T A 総会、他団体（組織）の被表彰者の推薦については、その団体（組織）より依頼を受けた時期。
但し、本会においては、事情によっては、臨時にこれを行うことができる。

(選考委員会)

第 5 条 選考委員会は、本会の運営委員会をもって構成する。
但し、決定事項については、理事会に報告しなければならない。
緊急を要する場合は三役に一任する。

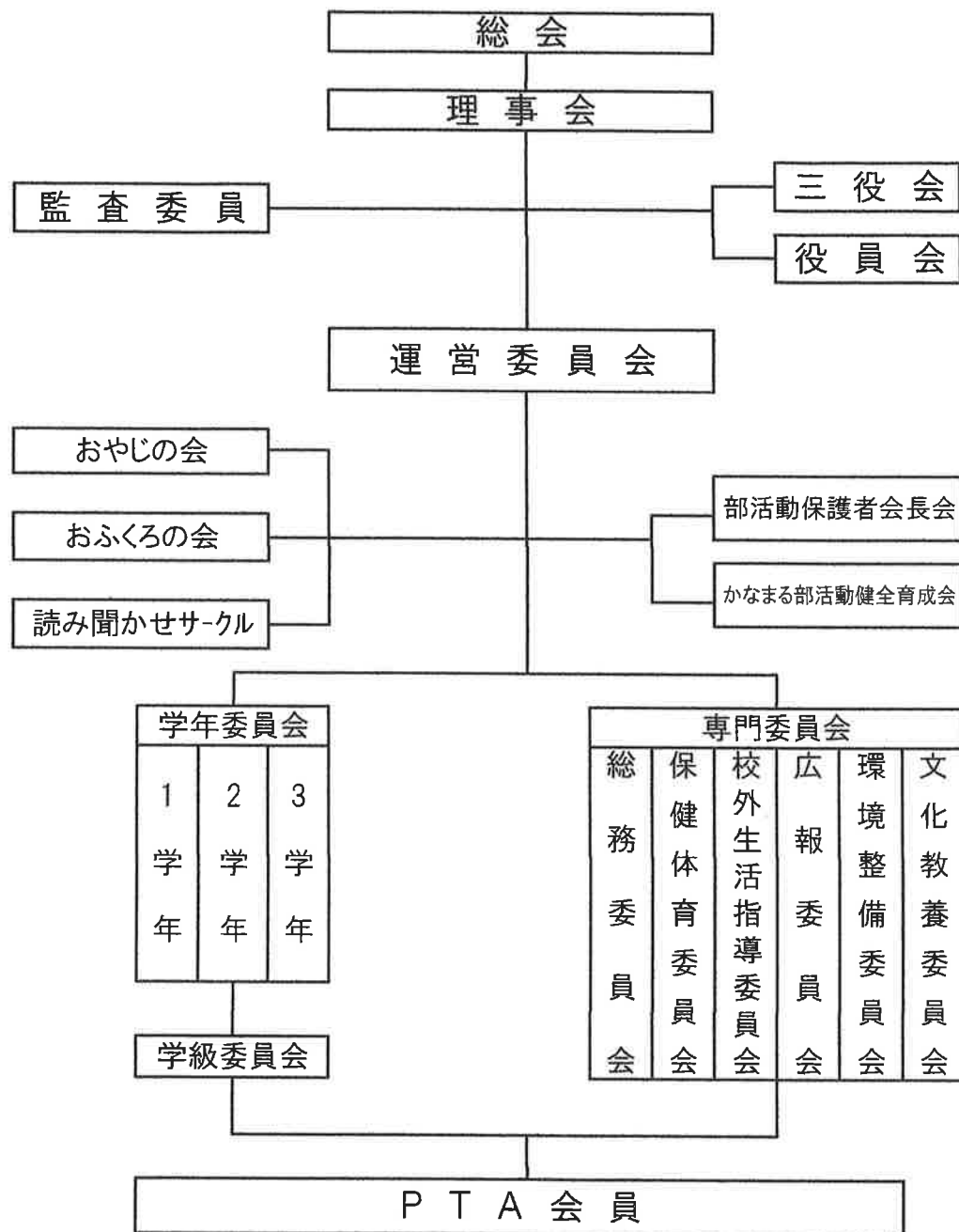
(規程の改廃)

第 6 条 本規程は、理事会の議決で改廃することができる。

附則

本規程は昭和 6 3 年 4 月 1 6 日より施行する。

西原東中学校PTA組織図



各会議構成

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 総会 | : PTA全会員 |
| 2 | 理事会 | : 正副会長、各専門正副委員長、学年正副委員長、学級正副委員長、書記・会計 |
| 3 | 三役会 | : 会長、副会長、書記・会計 |
| 4 | 役員会 | : 会長、副会長、専門委員長、書記・会計 |
| 5 | 運営委員会 | : 会長、副会長、専門委員長、学年代表、書記・会計 |
| 6 | 専門委員会 | : 各専門委員長、専門副委員長、各委員 |
| 7 | 学年委員会 | : 学年委員長、学年副委員長、学年主任 |
| | 学級委員会 | : 学級委員長、学級副委員長、学級の保護者、学級担任 |

「PTAの目的」

会員の親睦と教養を高め、家庭教育の充実と学校教育に協力し、生徒の健全育成を図る。

「その目的を達成するために」

1. 保護者と教師が協力し合って、家庭教育と学校教育の理解を深め教育の向上を図る。
2. 保護者と教師、学校と家庭、地域社会と関係機関との協力のもとに、生徒の生活指導の充実を図る。
3. 会員の教養と親睦を図るとともに、教育環境を改善し、教育の向上を図る。

「学校・学級PTAのねらい」

1. 学校での子供の様子や、学校生活に関する関心と理解を深める機会とする。
2. 子供の教育は、家庭がその役割を分担し、協力して当てることの重要性を再確認する。
3. 夏期休業に対する学校の基本的考え方（方針）と休暇中の家庭における過ごし方について話し合い、学校教育及び家庭教育への理解を深める。

西原東中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第1条 本会は、西原町立西原東中学校PTAと称し、事務局を西原東中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦と教養を高め、家庭教育の充実と学校教育に協力し、生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業等を行う。

(1) 保護者と教師が協力し合って、学校教育と家庭教育の理解を深め教育の進展向上に関する事業。

(2) 保護者と教師、学校と家庭、地域社会と関係機関との協力のもとに生徒の生活指導の充実に関する活動。

(3) 教育の環境を改善し、教育の向上に関する事業。

(4) 会員の教養と親睦に関する事業。

(5) その他、目的達成のために必要なこと。

第3章 方 針

(方針)

第4条 本会は、生徒の教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する

(1) 本会は、生徒の教育並びに福祉のために活動する他の機関団体と協力する。

(2) 本会は、特定の政党又は宗派にかたよってはならない。

(3) 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けず学校及び他団体への干渉もしない。

第4章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 西原東中学校に在籍する生徒の保護者または、それに代わる者。

(2) 西原東中学校に勤務する教職員。

(3) その他、本会の趣旨に賛同する者。但し校区内に在住し、理事会の承認を得た者

第5章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 男子、女子、地域関係者、教頭の3名～複数名とする。

但し、地域関係者は置かないこともできる。

(3) 監査委員 3名

(4) 専門委員長 6名→(統廃合により人数は変更する) 当面現状維持

(5) 書記会計 1名

(6) 顧問 校長

(役員の選任)

第7条 役員は、次の方法で選任する。

(1) 会長、副会長、監査委員は理事会で推薦し総会の承認を得る。

(2) 専門委員長は、会長が委嘱し総会の承認を得る。

(3) 書記会計は、会長が委嘱し総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統轄し、総会、理事会、運営委員会、役員会を召集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。

また、副会長は各々各種委員会を担当し委員長と連携し、円滑な委員会運営の指導助言を行う。

(3) 監査委員は、会計を監査し総会で報告を行う。

(4) 専門委員長は、委員会を代表し会務を統轄し委員会を召集し会議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し委員長が事故ある時はその職務を代行する。

(5) 書記会計は、本会の庶務及び会計事務を掌る。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解職)

第10条 役員の解職

役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及びPTA会員現在数各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき
(顧問及び評議員)

第11条 顧問及び理事

- (1) 顧問は本会のすべての会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 本会に理事を置く。
- (3) 理事は、各クラス数名とし理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事は、会務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- (5) 理事は、本会の他の役員を兼務することができる。
- (6) 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 三役会 (4) 役員会 (5) 運営委員会
- (6) 専門委員会 (7) 学年・学級委員会

第7章 総 会

(総会及び構成)

第13条 総会は、この会の最高議決機関で、会員でもって構成し年1回4月～5月に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(総会の招集)

第14条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に、会長が召集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び監事の請求により会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

(議長)

第15条 総会の議長は原則として教職員と保護者の夫々1名とし、議長の指名により副議長を置くことができる。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の議決と決算の承認に関すること。
- (2) 予算の議決と決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改廃・会費の決定に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(総会の定足数及び承認)

第17条 総会の議事は出席者の過半数をもって承認し、書面表決者又は、表決委任者は出席したものとみなす。

なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 理 事 会

(理事会及び構成)

第18条 理事会は、会長、副会長、各専門正副委員長、学年、学級正副委員長、学級理事、書記会計をもって構成し、総会に継ぐ議決機関である。但し、緊急を要する場合は総会にかわるができる。

(理事会の招集)

第19条 理事会は、毎年2回以上会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、原則として会長とする。

3 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、次の事項の議決を行う。

- (1) 事業計画および会務報告に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員および書記会計、専門委員長の推薦に関すること。
- (5) その他、本会に必要な事項

(議事録)

第21条 総会及び理事会については、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保管する。

第9章 三 役 会

(三役会の構成)

第22条 三役会は会長、副会長、地域関係者(会長が必要と認めたとき)、書記会計及び顧問をもって構成する。

(三役会の職務)

第23条 三役会は、この会則に別段定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会、理事会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会、理事会に提出する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の処理に関すること

第10章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は会長、副会長、地域関係者(会長が必要と認めたとき) 専門委員長、書記会計及び顧問をもって構成する

(役員会の職務)

第25条 役員会は、この会則に別段定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会、理事会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会、理事会に提出する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の処理に関すること。

第11章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第26条 運営委員会は、役員(但し監査委員は除く) 学年正副委員長、をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第27条 運営委員会は次の事項を企画調整する。

- (1) 総会、理事会の議決事項に関すること。
- (2) 理事会に提案する議案の作成に関すること。
- (3) その他、緊急事項の企画及び立案に関すること。

第12章 専門委員会

(専門委員会の構成)

第28条 本会の活動を円滑に行うために次の専門委員会を設け、その委員には、学級正副委員長及び学校が推薦した教師をもってあてる。但し、専門副委員長は、各専門委員会の中から互選し、教師と保護者から各1名とする。

(1) 総務委員会

企画、運営、連絡調整、渉外、役員研修にあたる。

(2) 保健体育委員会

保健衛生、会員の健康増進と交流をはかる。

(3) 校外生活指導委員会

校外指導、安全教育、教育環境の浄化を行う。

(4) 広報委員会

会の広報活動を行う。

(5) 環境整備委員会

学校環境の整備、美化につとめる。

(6) 文化教養委員会

研修会、講演会、家庭教育、成人教育等を行う。

第13章 学年・学級委員会

(学年・学級委員会の設置)

第29条 本会に、学年学級教育環境の整備、生徒の生活指導などについて協議、実践する学年委員会と学級委員会を設置する。

(学年・学級委員会の構成)

第30条 学年委員会は、各学年の学年委員長、副委員長及び学年を代表する教師をもって構成する。

学級委員会は、各学級の保護者及び学級担任をもって構成する。

(学年・学級委員会の役員)

第29条 学年委員会に正副委員長をおく。但し委員長1名、副委員長2名とする。

(P1名、T1名)

(1) 学級委員会に、正副委員長をおく。但し委員長1名、副委員長2名とする。

(2) 学年学級正副委員長は、それぞれの会で互選し委員長は各学年、学級を代表して会務を統轄し会を招集し会議の議長となる。また副委員長は委員長を補佐し委員長が事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 学年学級正副委員長の任期は1年とする。

第14章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費・・・・・・・・・・会員より徴収する会費
- (2) 資産から生じる収入・・資産（本会所有の備品や車両等）から生じる収入
- (3) 事業にともなう収入・・バザー等の売上等
- (4) 寄付金品・・・・・・・・・・寄付金
- (5) その他の収入・・・・・・・・利子等
- (6) 財産目録に記載された財産・・本会所有の備品及び車両等

(資産の管理)

第32条 本会の財産は会長が管理し、現金は定期預金等確実な方法により、会長が保管する。

(財産の処分)

第33条 財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。

ただし、本会の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 本会の事業遂行に要する経費は、会費及び運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 本会の経理は、総会で議決された収支予算に基づいて行なう。ただし、暫定予算及び補正予算は理事会で議決し、総会の承認を受けなければならない。

3 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括されるものとする。

4 執行上止むを得ない予算の追加更正は、理事会において決定する。

(収支決算)

第36条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減表について、年1回監査委員による監査を受けなければならない。

受検の結果は、理事会及び総会で承認を受けなければならない。

第15章 会計及び諸経費

(会費について)

第37条 会費は、毎月400円とする。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、4月1日で始まり3月31日で終わる。

(備付簿)

第39条 本会に次の帳簿を備えつける。但し、次の区分に従って保存する。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1 会 則 (永久) | 2 役員名簿 (永久) | 3 会議録 (4年) |
| 4 沿革史 (永久) | 5 会員名簿 (4年) | 6 会計簿 (4年) |
| 7 会費徴収簿 (4年) | 8 出張命令簿 (4年) | 9 備品台帳 |
| 10 その他必要な帳簿 | | |

第40条 本会に特別会計（県内外選手派遣費等のため周年事業積立）を設けることができる。

第16章 委 任

（委任）

第41条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な規則及び規定は別に定める。

附 則

本会則は、昭和63年4月16日より施行する。

本会則は、平成2年4月26日より施行する。

本会則は、平成4年5月28日より施行する。

本会則は、平成9年5月9日より施行する。

本会則は、平成17年5月22日より施行する。

本会則は、平成26年4月27日より施行する。

本会則は、令和元年5月31日より施行する。

西原東中学校「PTA文化・スポーツ振興費」運用規程

(目的)

第1条 この規定は西原東中学校の生徒が、本校を代表して、文化・スポーツ等の諸行事に参加する場合に要する経費に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(名称：PTA文化・スポーツ振興費)

第2条 平成26年度まで「PTA県外派遣費」の名称で徴収、運営していた費用を「PTA文化・スポーツ振興費」(以下振興費)に改める。

(補助対象)

第3条 振興費を補助する対象は、基本的に、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本校を代表して、部活動や文化活動等の大会において県代表に推薦されたチーム(大会の登録メンバー)又は個人で県外(離島・先島を含む)に派遣されるもの
- (2) 本校部活動以外のチーム又は個人でスポーツ活動や文化活動等の大会で県外(離島・先島を含む)に派遣される場合は、振興費補助金ではなく、激励金を支給する。
- (3) 生徒引率のための監督・コーチについては、学校長が認めた監督1名・コーチ1名とする。
- (4) 各種文化的コンクールに出品する生徒の出品料(図画・作文・書道など)
- (5) 地区(県)陸上や地区(県)駅伝の練習にかかる費用の一部(輸送代・食糧費等)
- (6) 学校車の維持管理費(燃料費、修繕費、車検にかかる費用等)
- (7) 優秀な成績を収めたチーム又は個人の功績を称えるための「横断幕」等の作成にかかる費用

(補助内容)

第4条 補助する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 県外派遣においては、必要経費のうちの4割を自己負担とし、残り6割のうちの町人材育成会等の助成金を差し引いた分を振興費で補助する。但し、町人材育成会の助成金が6割を超える場合は、自己負担を減らし、振興費の補助はしないものとする。但し、1生徒につき年間1回までとする。
- (2) 校外のチーム等でスポーツ活動や文化活動等の大会で県外(離島・先島を含む)に派遣されるときは激励金として、1万円を支給するものとする。但し、1生徒につき年間1回までとする。
- (3) 県外派遣において、台風等の不可抗力によって滞在日数が延びた場合に生じた経費は、振興費から6割を補助し、自己負担を4割とする。
- (4) 各種文化的コンクールに出品する生徒の出品料(図画・作文・書道など)を全額補助する。
- (5) 地区(県)陸上や地区(県)駅伝の練習にかかる費用の一部(輸送代・食糧費等)を補助する。

- (6) 学校車の維持管理費（燃料費、修繕費、車検にかかる費用等）を支出する。
- (7) 「横断幕」等の作成にかかる費用
- (8) 各部活動の外部コーチ等にかかる傷害保険等の年間掛け金を支出する。
- (9) 当該振興費に不足が生じた場合は、学校長と三役の協議により、補助額の割合を審議し変更することができる。

(経費)

第5条 この規定に要する経費は、PTA文化・スポーツ振興費積立金(月額500円)をもって充てる。

(その他)

第6条 この規程によらない問題が生じた場合は、学校長・PTA三役及び部顧問代表で協議する。

附則

1. この規程の管理運営は学校長に委任する。
2. この規程は平成2年10月2日より施行する。
3. この規程は平成4年5月28日より施行する。
4. この規程は平成17年5月22日より施行する。
5. この規程は平成21年5月10日より施行する。
6. この規程は平成24年5月27日より施行する。
7. この規程は平成27年4月19日より施行する。
8. この規程は平成29年4月23日より施行する。
9. この規定は令和2年5月29日より施行する。

西原町立西原東中学校創立記念事業基金に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、西原町立西原東中学校創立周年事業等の活動費に充てることを目的とする。

(活動費)

第2条 この創立周年記念事業に要する活動費は特別徴収（PTA 会員一人当たり月50円）及びその他を持って充てる。

なお、徴収はPTA会費と同時にする。

ただし、創立周年記念事業まで特別会計で執行する。

附則 この規定は平成20年5月2日より施行する。

附則 この規定は平成26年4月27日より施行する。

西原東中学校PTA慶弔規程

第1条 この規程は本会会員（生徒、保護者、教職員）の慶弔について規程する。

第2条 慶弔は次により行う。

- 1 生徒の死亡 香典 5,000 円と弔電
- 2 会員の死亡 香典 5,000 円

第3条 会員の家屋等に災害を生じた場合は状況により会長、副会長、顧問(学校長)において審議して5,000円を上限として見舞金を贈る。

第4条 この規程に定めのない事項または特別の事情が生じた場合は、会長、副会長、顧問(学校長)において審議して定める。

第5条 この規程による経費はPTA会計の渉外費より支出する。

付記

この規程は、平成25年4月21日より施行する。

西原町立西原東中学校 P T A 旅費支給規程

(目的)

第1条 この規定は、本会の役員及び会員が、公務のために出張する場合の旅費に必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 前条の者が次の用務のため出張したときは旅費を支給する。

(イ) 本会を代表として出張する場合

(ロ) 本会の要請によって出張する場合

(旅費の種類)

第3条 旅費は、車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料の5種類とし、別紙のとおりとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、西原町を起点として、経済的な経費及び方法により計算する。

(イ) 日当は、日数に応じて計算し、宿泊料は、宿泊回数に応じて計算する。

(ロ) 車賃、船賃、航空賃は、実費とする。

(旅費の支払)

第5条 旅費は、次の方法により支払をする。

(イ) 県内（沖縄県内をいう、ただし、離島、先島を除く）旅費は、出張前に支給する。

(ロ) 県外（沖縄県外をいう）離島、先島の旅費は、出張前に計算し支給する。

(出張命令)

第6条 役員及び会員の出張は、会長の出張命令によって行われなければならない。

(報告の義務)

第7条 役員及び会員が本会より旅費の支給を受け、県内外の研修又は視察等のため出張した場合は、帰任後理事会で報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 本規程は、理事会の議決で改廃することができる。

附則

本規程は昭和63年4月16日より施行する。

第3条規程する旅費の内容（別紙1）

名 称	県 内	県 外	先島・離島
日当（食卓料含む）	2,000	5,000	3,000
宿泊料	5,000	10,000	7,000
車賃	交通費実費	交通費実費	交通費実費
船賃	1等実費	1等実費	1等実費
航空賃	実費	実費	実費

西原東中学校おやじの会会則

家庭こそ社会の基礎的な単位である。父親の厳しさ、母親の温かさが子どもたちの健全育成の糧となるものと考えます。ところが、近年の急激な社会の発展に伴い、都市化、核家族化、共働き等、様々な要因が重なり合い、家庭を取り巻く状況は、大きな変化の渦中にあります。いつしか父親は仕事に追われ、子育ては母親任せと指摘されることも少なくありません。

中学生の子育てに父親のかかわりは大きな影響を与えます。家庭での父親の存在感、子どもの生活の把握、学校への関わり、青少年問題への関心など、今こそ心豊かなたくましい子どもの育成を目指して、積極的に学校教育に関わりましょう。

第一条 本会は西原東中学校おやじの会と称し、事務局を西原東中学校に置く。

第二条 本会は、子どもたちや教師との積極的な交流を通して、相互理解を深めるとともに、本校PTA活動を支援し、学校・家庭・地域における生徒の健やかな成長を援助することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校・家庭・地域における生徒指導上の諸問題解決のため、連携を強化し、進んでその環境浄化に協力する。
2. 学校の環境美化活動に積極的に協力する。
3. 学校行事や部活動等生徒の活動を支援する。
4. 会員の親睦交流を深め、家庭や地域における父親の教育力の向上に努める。

第四条 本会は、第二条の目的に賛同する父母・教師・地域の有志を持って組織する。

第五条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 (1名)
2. 副会長 (1名)
3. 顧問 (数名)
4. 事務局 (数名)
5. 学年幹事 (数名)

第六条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第七条 本会は、必要に応じて随時に開催し、会長が召集する。

第八条 本会は、年会費を千円とし、第一回会合のときに徴収するものとする。

又、必要に応じて、会費を随時徴収することができるものとする。

附則 本会則は、平成10年11月1日から実施する。

本会則の変更は平成15年2月19日から実施する。

西原東中学校おふくろの会 会則

家庭は、子ども達の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。家庭こそが子どもたちの心の拠り所であり、健全育成の糧となるものと考えます。

ところが、近年、急激な社会の変化に伴い、都市化、核家族化、共働きの増加等、様々な要因が重なり合い、家庭を取り巻く環境は、年々厳しくなっている状況です

このような状況の中、心身ともに変化の著しい中学生の子育てには、父母の関わりが非常に重要です。また、学校教育に関心を持ち、理解し協力することが、子どもの健やかな成長につながります。そこで、家庭支援、学校支援の立場から、学校教育についての理解を深めるとともに、よりよい家庭教育のあり方について共に考え、学び、実践するための地域ネットワークを構築するために「西原東中学校おふくろの会」を創設し、下記の会則に則り、活動を進めていきたいと思ひます。

第一条 本会は西原東中学校おふくろの会と称し、事務局を西原東中学校に置く。

第二条 本会は、子ども達や教師との積極的な交流を通して、相互理解を深めるとともに、本校教育活動、本校PTA活動を支援し、学校・家庭・地域における生徒の健やかな成長を援助することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校・家庭・地域における生徒指導上の諸問題解決のため、連携を強化し、進んでその環境浄化に協力する。
2. 学校の環境美化活動に積極的に協力する。
3. 学校行事や部活動等生徒の活動を支援する。
4. 会員の親睦交流を深め、家庭や地域における母親の教育力の向上に努める。

第四条 本会は、第二条の目的に賛同する父母・教師・地域の有志を持って組織する。

第五条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長(1名)
2. 副会長(1名)
3. 顧問(数名)
4. 事務局(1名)

第六条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第七条 本会は、必要に応じて随時に開催し、会長が招集する。

第八条 本会は、年会費を千円とし、第1回会合のときに徴収するものとする。

また、必要に応じて、会費を随時徴収することができるものとする。

附則 本会則は、平成26年4月27日から実施する。

資料

西原東中学校よみきかせボランティア

いちばん星みつけた 会則

絵本は、子どもの心理状態に一番関連し、影響を与える物だといわれています。幼児や児童に読み聞かせを行う事は情操教育に役立ち、集中して話を聞く訓練にもなり、すべての学問の基礎となる読解力をつける読書の習慣づけへの導入ともなっています。本校での中学生への読み聞かせ活動は、生徒にリラックス効果を与え、情緒が安定し、また生徒の読書冊数の増加も報告されています。読書は、人が人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠く事のできないものです。思春期の多感な時期に、愛情深い大人の肉声で読み聞かせ活動を行うことは、心の教育そのものに他なりません。私たちの活動が心豊かな人間の育成に繋がることを期待して止みません。

第1条 本会はいちばん星みつけたと称し事務局を西原東中学校に置く。

第2条 本会は、西原東中学校の生徒に対する本の読み聞かせボランティア活動と併せて、会員の資質向上と相互親睦、交流を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 生徒等に対する本の読み聞かせ活動
- (2) 会員の資質向上のための学習会および親睦のための活動
- (3) その他、本会の目的に沿う活動

第4条 本会は、PTA会員、及びOB、その他地域等からの読み聞かせボランティア活動に賛同する者をもって組織する。

第5条 本会はPTA会員より代表者2名を置く。

第6条 代表者の任期は1年とし再任を妨げない。

第7条 代表者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 代表者は、西原町立小、中学校の児童生徒に対する本の読み聞かせボランティア団体、読みあいネットワーク喜楽星7の運営委員となり、同ネットワークでの活動と、本会との連携を行う。

その他 この会則に定めない事項については、本会会員で協議決定する。

附則 この会則は、2007年4月1日から施行する。

西原町PTA理念の解説

◎ 人が好き ふるさとも好き そして自分をもっと好きになろう

＝キーワード「人としての自覚と自立」

この世に生を受けたことに対し、両親に感謝し、祖先に感謝する。

そして、恵まれた環境（にしはら）に誇りと愛着を持ち、

お互いを認め、自分らしい人生を歩むために前向きに生きることをめざします

◎ 互いに肝心 合わち 親子語やびら

＝キーワード「家庭の教育機能の充実」

人格形成の基盤づくりは家庭にあります。

家族の語らいと親（保護者）の躰によって、子どもに思いやりや

やさしさ、生きる力を育むことをめざします。

◎ 家庭・学校・地域の融合をめざそう。

＝キーワード「学校教育・社会教育の融合」

生涯学習社会を実現していくためには、家庭・学校・地域が一つに

とけあう関係でつながりを持つ必要があります。

学校へ地域の皆さんが足を運び、子どもや教師とのふれあいを通して

開かれた学校づくりをめざします。

◎ 世界に翔く子どもを育むには、“ダイヤモンドコミュニケーション”

＝キーワード「国際人の育成」

21世紀はグローバルの時代であります。

子どもたちの未来に夢と希望を与えるため、世界の人々との共生を図り

国際人として翔く人づくりをめざします。

西原町P T A理念

◎ 人が好き ふるさとも好き

そして自分をもっと好きになろう

◎ 互たげいに肝心ちむぐる 合あわち 親うやくかた子語やびら

◎ 家庭・学校・地域の融合をめざそう

◎ 世界に翔く子どもを育むには

”ダイヤモンドコミュニケーション”

二〇〇〇年十二月十日制定